市税等における猶予制度

徴収の猶予

※申請が必要です

* 以下のようなケースに該当し納付が困難な場合は、猶予制度がありますので、鳥取市役所収納推進課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース１）災害により財産に相当な損失が生じた場合

　納税者の方が震災・風水害・火災その他の災害を受け、または盗難により財産に相当な損失が生じた場合

（ケース２）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

　納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース３）事業を廃止し、又は休止した場合

　納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース４）事業に著しい損失を受けた場合

　納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

その他、新型コロナウイルス感染症の影響（収入の減少等）により納付が困難になった場合も、申請を受け付けます。（令和５年３月末まで）

申請による換価の猶予

* 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、鳥取市役所収納推進課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の６）。

※　eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/special/sonota-shinsei/>）をご覧ください。

鳥取市役所総務部税務・債権管理局収納推進課

**本庁舎２階２１番窓口　電話　０８５７－３０－８１６２**

**０８５７－３０－８１６３**